○農林水産省告示第千六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ケ瀬町大字鞍岡字笠部谷六四四〇の三・六四四二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六四四〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字笠部谷六四四〇の二・六四四二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び五ケ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十四号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年十一月六日

農林水産大臣　齋藤　健

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Campanula L.	シルキーベル	宮田直樹 愛知県北設楽郡設楽町西納庫字駒ヶ原233	第28152号 平成29年8月30日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	セイリボルペールオレンジ	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鵜飼町531番地8	第30488号 平成29年9月5日
〃	神（じん）レモン	池田龍生 佐賀県西松浦郡有田町岳乙4021番地	第30565号 平成29年9月5日

○農林水産省告示第千六百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　宮崎県北諸県郡三股町大字樺山字坊ケ野九五八の一・九五八の五・九六一の二八・九六一の一七九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

Echinacea Moench	BALSCBLUM	株式会社エム・アンド・ビー・プローラ 山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181－4	第28046号 平成29年10月3日
〃	Balsomenco	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185 USA	第30138号 平成29年8月30日
Limonium Mill.	TSホワイトフェアリーフルール	ティー・エス・メリクロン株式会社 山梨県北杜市小淵沢町8098	第30354号 平成29年8月30日
Rosa L.	MR1503mu	有限会社メルヘンローズ 大分県玖珠郡玖珠町大字岩室1376番地	第30279号 平成29年9月5日

○農林水産省告示第千六百七十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月六日

農林水産大臣　齋藤　健

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所			
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第10077 5号	液状複合肥料	ネオイーストS	アサヒグループホールディングス株式会社	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
生第10254 8号	液状複合肥料	ネオイーストS（055）	アサヒグループホールディングス株式会社	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成三十年産の蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める地域及び一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十九年十一月六日

農林水産大臣　齋藤　健

平成三十年産の春蚕繭、前期に係る春蚕繭、後期に係る春蚕繭、初秋蚕繭、夏蚕期に係る初秋蚕繭、初秋蚕期に係る初秋蚕繭、晩秋蚕繭、晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭及び晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭に係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、長野県、岐阜県、愛媛県及び熊本県の区域とし、これらの蚕繭に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。